

お知らせ

2007年度 国選弁護人の 報酬の支給基準 について

■問い合わせ先：

東弁人權課 TEL 03-3581-2205

2006年10月1日までに国選弁護人として選任された事件の支給基準額

簡易裁判所（3開廷）	60,900円
家庭裁判所（3開廷）	82,800円
地方裁判所（3開廷）	85,100円
高等裁判所（3開廷）	91,800円
最高裁判所（2開廷）	99,100円

*2006年10月2日以降に選任された場合は、
日本司法支援センターの国選弁護報酬基準に基づき支払われます。